

工事名： 臨港道路（港湾2号線）道路改良工事（R2-1）

質問内容	<p>当該工事箇所に設置されている案内標識及び交通標識が地盤改良工の施工に障害となりますが、撤去・復旧作業は、受注後協議と考えてよろしいのでしょうか。</p> <p>チェックボーリングで採取した試料の一軸圧縮試験は数量に入っていないませんが、受注後協議と考えてよろしいのでしょうか</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------	---

受付印



1. 地盤改良工の施工に支障となる標識の撤去・復旧作業については、契約後に協議を行います。
2. チェックボーリングで採取した試料の一軸圧縮試験に要する費用は共通仮設費に含まれています。